

議案第 号

宝塚市障害福祉基金条例の制定について

宝塚市障害福祉基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年(2017年) 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市障害福祉基金条例

(設置の目的)

第1条 市の障がい者福祉施策を計画的に推進し、障がい者が安心して暮らせる社会の実現に資するため、宝塚市障害福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 宝塚市一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額
- (2) 基金への積立てを指定した寄附金の額
- (3) 第4条の規定により繰り入れる額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、平成29年 月 日から施行する。

市民福祉金（障がい者）の見直し

◇ 市民福祉金見直しにあたっての考え方

市民福祉金を、個人への一律的な金銭給付から、障がいのある方にとってより必要とされる施策への転換が求められているとの考えから、今後障がいのある人が地域社会で安心して生活ができるようにするために必要となる施策の財源として広く充てるため、相当する額を基金として積立て、必用な状況に応じ活用していくことが適切である。

◇ 基金について

- ・名称 宝塚市障害福祉基金
- ・積立額 宝塚市市民福祉金の廃止に伴って生ずる財源のうち、障がい者への福祉金相当額（但し、初年度は1/2とする。）

◇ 代替施策の概要

◆ 検討状況

団体要望等の中から代替施策案を作成し、宝塚市自立支援協議会で意見聴取している。

◆ 施策の概要

① 障がいのある人のための総合的な施設整備

- ・民間法人が整備する施設の整備に係る費用のうち、建設費、運営費に対して補助する。
- ・概要 基幹相談センター機能、リハビリ機能、短期入所機能、レスパイト機能
地域交流センター機能等を持った施設とする。
- ・概算見込額 約 140,000,000 円／年
- ・実施予定時期 平成 32～34 年度

② 障がいのある人のための相談支援事業所の拡充

- ・概要 現在、一般相談支援事業所は委託により 3 か所開設しているが、相談件数の増から常に飽和状態であることに加え、障がいの種類ごとに相談を受けられる傾向にあるため、地域性を考えた配置とはなっていない。地域の中にある身近な相談機関と考えると、高齢者を対象にしている地域包括支援センターと同様に 7 つのブロックに事業所を設置することが必要ではないかと考えるため、新たに相談支援事業所を委託により開設する。
- ・概算見込額 約 48,000,000 円／年
- ・実施予定時期 平成 30 年度から順次

③ 障がいのある人のための就労に関する相談業務の充実

- ・概要 就労支援に関しては、宝塚市障害者就業・生活支援センター「あとむ」に

委託をし、相談業務を行っているが、せいかつ応援センター等との連携により、制度の狭間でつながることができていなかった人の相談も増加している。相談から、支援まで寄り添った対応を行うことで、就労に結びつく件数も増加しているが、これ以上の相談、支援件数の増加には対応できない。相談件数の増加に対応するため、相談員を増員する。

- ・概算見込額 約 10,000,000 円／年

- ・実施予定時期 平成 30 年度から順次

④ 障がいのある人のためのグループホーム開設・運営補助

- ・概要 団体から要望の多いグループホームの開設にあたって、スプリンクラーの整備を含めた整備資金の一部を助成する制度を新設する。

- ・実施予定時期 平成 30 年度から順次